

GRI スタダード/ISO26000

統合レポート2021及び社会・ガバナンス・環境報告は、GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティ・レポート・スタンダード」の中核 (Core) に準拠しています

■統合：統合レポート2021 (2021年09月発行) / ■環境：環境報告2021 (2021年9月発行) / ■SG：社会ガバナンス報告 (2021年9月発行) / ■有報：有価証券報告書 (2021年3月期)

開示	報告要求事項	報告書	ISO26000
GRI102：一般開示事項			
1. 組織のプロフィール			
102-1	組織の名称	■統合：P.88 会社情報・株式情報	—
102-2	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。	■統合：P.5-8 大成建設の歩み/大成建設グループの今 ■統合：P.74 会社情報・株式情報	—
102-3	組織の本社の所在地	■統合：P.88 会社情報・株式情報	—
102-4	組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。	■統合：P.88 会社情報・株式情報 ■有報：P.07 関係会社の状況	—
102-5	組織の所有形態や法人格の形態	■統合：P.88 会社情報・株式情報	—
102-6	参入市場。次の事項を含む ●製品およびサービスを提供している地理的な場所 ●参入業種 ●顧客および受益者の種類	■統合：P.8-10 大成建設グループの今/財務・非財務ハイライト ■統合：P.88 会社情報・株式情報 ■有報：P.28 株式等の状況	—
102-7	組織の規模。次の事項を含む ●総従業員数 ●総事業所数 ●売上高 (民間組織について)、純収入 (公的組織について) ●株主資本および負債の内訳を示した総資本 (民間組織について) ●提供する製品、サービスの量	■統合：P.83-85 ESGデータ[総従業員数] ■統合：P.09-10 財務・非財務ハイライト[総従業員数] ■統合：P.88 会社情報・株式情報 ■有報：P.9- 従業員の状況	—
102-8	a. 雇用契約 (正社員と臨時雇用者) 別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約 (正社員と臨時雇用者) 別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類 (常勤と非常勤) 別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が従業員以外の労働者であるか否か。 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動 f. データの編集方法についての説明 (何らかの前提があればそれも含める)	■統合：P.9-10 財務・非財務ハイライト [従業員数] ■統合：P.83-85 ESGデータ[非正社員比率] ■有報：P.9- 従業員の状況 <社員・従業員・役職員の記載に関する補足> 「社員」とは当社が雇用している社員を指します。「従業員」とは派遣や出向を含めて当社で就業する従業員を指します。「役職員」とは当社の取締役、執行役員、エグゼクティブフェロー、理事および従業員の総称です。	6.4 労働慣行 6.4.3 雇用及び雇用関係
102-9	組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	■統合：P.55 サプライチェーン・マネジメントの推進 ■SG：P.16-19 公正な事業慣行 > CSR調達の推進	6.2 組織統治
102-10	組織の規模、構造、所有形態、サプライチェーンに関して生じた重大な変化	該当なし	6.2 組織統治
102-11	組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。 またその取り組み方	■統合：P.27 大成建設グループのサステナビリティ[ISO26000とCSR活動] ■統合：P.30-32 マテリアリティ ■統合：P.48 持続可能な環境配慮型社会の実現[EMS] ■統合：P.68-72 リスクマネジメント/コンプライアンス	6.2 組織統治
102-12	外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	■環境：P.4 社会への宣言・国際行動規範への適合等 ■統合：P.29 TCFDへの対応 ■統合：P.37-39 イニシアティブへの参画等 ■統合：P.71 コンプライアンス[腐敗防止方針]	6.2 組織統治
102-13	業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	■環境：P.4 社会への宣言・国際行動規範への適合等 ■統合：P.29 イニシアティブへの参画等	6.2 組織統治
2. 戦略			
102-14	組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者 (CEO、会長等) の声明	■統合：P.11-16 社長メッセージ	6.2 組織統治
102-15	重要なインパクト、リスク、機会の説明	■統合：P.27-32 大成建設グループのサステナビリティ ■統合：P.47-58 ESGセクション ■統合：P.68-72 リスクマネジメント/コンプライアンス ■統合：P.76-78 事業等のリスク	6.2 組織統治
3. 倫理と誠実性			
102-16	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	■統合：P.1-2 人がいきいきとする環境を創造する ■統合：P.13 社長メッセージ ■統合：P.27-28 大成建設グループのサステナビリティ ■統合：P.68-72 リスクマネジメント/コンプライアンス ■統合：P.83-85 ESGデータ[倫理/調達慣行/人権に関するデータ]	6.2 組織統治
102-17	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 ●倫理的行為および合法行為、組織の誠実性に関する助言を求める制度 ●非倫理的行為または違法行為、組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	■統合：P.61 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方 ■統合：P.70-72 コンプライアンス推進体制[通報・相談制度の運用]	6.2 組織統治
4. ガバナンス			
102-18	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	■統合：P.27-28 大成建設グループのサステナビリティ[各種委員会] ■統合：P.61 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方 ■HP企業情報 コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.aisei.co.jp/about_us/corp/1275867862734.html	6.2 組織統治

GRI102：一般開示事項				
102-19	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	■統合: P.27-28	大成建設グループのサステナビリティ[CSRの推進体制とマネジメント]	6.2 組織統治
102-20	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	■統合: P.27-28	大成建設グループのサステナビリティ	6.2 組織統治
102-21	a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	■統合: P.29 ■統合: P.47-58 ■統合: P.65	[ステークホルダーとのコミュニケーション] ESGセクション[インパクトとKPIs] 説明責任	6.2 組織統治
102-22	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による ●執行権の有無 ●独立性 ●ガバナンス機関における任期 ●構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、性質 ●ジェンダー ●発言権が低い社会的グループのメンバー ●経済、環境、社会項目に関係する能力 ●ステークホルダーの代表	■統合: P.83-85 ■統合: P.59-61 ■HP企業情報	ESGデータ[取締役数] 役員一覧,コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方 コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.aisei.co.jp/about_us/corp/1275867862734.html	6.2 組織統治
102-23	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合組織の経営におけるその者の役割とそのような人事の理由	■統合: P.59-60 ■有報: P.38-43 ■HP企業情報	コーポレート・ガバナンス[役員一覧] 役員状況 コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.aisei.co.jp/about_us/corp/1275867862734.html	6.2 組織統治
102-24	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む ●ステークホルダーが関与しているか、どのように関与しているか ●多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ●独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ●経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているかどのように考慮されているか	■統合: P.63	コーポレート・ガバナンス[スキルマトリックス]	6.2 組織統治
102-25	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む ●役員会メンバーへの相互就任 ●サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い ●支配株主の存在 ●関連当事者の情報	■HP企業情報	コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.aisei.co.jp/about_us/corp/1275867862734.html	6.2 組織統治
102-26	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	■統合: P.11-16 ■統合: P.25 -26 ■統合: P.27-32	社長メッセージ サステナビリティ経営の全体像と中期経営計画の取り組み 大成建設グループのサステナビリティ	6.2 組織統治
102-27	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策	■統合: P.59-60 ■統合: P.64	コーポレート・ガバナンス[役員一覧] コーポレート・ガバナンス[取締役の実効性]	6.2 組織統治
102-28	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	■HP企業情報	コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.aisei.co.jp/about_us/corp/1275867862734.html	6.2 組織統治
102-29	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	■統合: P.27-32 ■統合: P.47-58	大成建設グループのサステナビリティ[マテリアリティ] ESGセクション[インパクトとKPIs]	6.2 組織統治
102-30	経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	■統合: P.27-32 ■統合: P.68-72	大成建設グループのサステナビリティ[マテリアリティ] リスクマネジメント/コンプライアンス	6.2 組織統治
102-31	経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	■統合: P.27-32 ■統合: P.68-72	大成建設グループのサステナビリティ[マテリアリティ] リスクマネジメント/コンプライアンス	6.2 組織統治
102-32	組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	■統合: P.27-28 ■統合: P.30	大成建設グループのサステナビリティ マテリアリティ	6.2 組織統治
102-33	最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	■統合: P.27-28 ■統合: P.68-72	大成建設グループのサステナビリティ リスクマネジメント/コンプライアンス	6.2 組織統治

GRI102：一般開示事項			
102-34	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	■統合: P.27-28 大成建設グループのサステナビリティ ■統合: P.68-72 リスクマネジメント/コンプライアンス	6.2 組織統治
102-35	報酬方針	■統合: P.66-67 コーポレート・ガバナンス[役員報酬]	6.2 組織統治
102-36	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	■統合: P.66-67 コーポレート・ガバナンス[役員報酬] ■統合: P.83-85 ESGデータ[役員報酬に関するデータ]	6.2 組織統治
102-37	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	■統合: P.66-67 コーポレート・ガバナンス[役員報酬]	6.2 組織統治
102-38	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与と所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与と所得者を除く）に対する比率	■有報: P.46-47 役員報酬等	6.2 組織統治
5. ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	a. エンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	■統合: P.29 ステークホルダーとのコミュニケーション/ イニシアティブへの参加	6.2 組織統治
102-41	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	■統合: P.83-85 ESGデータ[労働組合加入率]	6.3 人権 6.3.10 課題8 6.4 労働慣行 6.4.3 課題1 6.4.4 課題2 6.4.5 課題3
102-42	a. エンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	■統合: P.29 ステークホルダーとのコミュニケーション ■統合: P.1 人がいきいきとする環境を創造する	6.2 組織統治
102-43	a. ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントが否かを示す	■統合: P.29 ステークホルダーとのコミュニケーション/ イニシアティブへの参加	6.2 組織統治
102-44	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。 ●組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む） ●重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	該当なし	6.2 組織統治
6. 報告実績			
102-45	a. 連結財務諸表や同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	■統合: P.4 編集方針 ■有報: P.7-8 関係会社の状況	6.2 組織統治
102-46	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかへの説明	■統合: P.30-32 大成建設グループのサステナビリティ[マテリアリティ] ■統合: P.4 編集方針	—
102-47	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	■統合: P.25-27 サステナビリティ経営の全体像と中期経営計画の取り組み	—
102-48	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響、理由	該当なし	—
102-49	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲の過去の報告期間からの重大な変更	該当なし	—
102-50	a. 提供情報の報告期間	■統合: P.4 編集方針	—
102-51	a. 前回発行した報告書の日付（該当する場合）	■統合: P.4 編集方針 発行時期：2021年9月(前回2020年10月、次回2022年9月)	—
102-52	a. 報告サイクル	■統合: P.4 編集方針	—
102-53	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	■HP大成建設 お問い合わせ https://www.taisei.co.jp/contact/	—
102-54	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 ●「この報告書は、GRIスタンダードの中核（Core）オプションに準拠して作成されている」 ●「この報告書は、GRIスタンダードの包括（Comprehensive）オプションに準拠して作成されている」	■統合: P.4 編集方針 本内容索引	—
102-55	a. GRIの内容索引（使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する） b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める ●開示事項の番号（GRIスタンダードに従って開示した項目について） ●報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL ●要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由（該当する場合）	— 本内容索引	—

GRI102 : 一般開示事項			
102-56	<p>a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明</p> <p>b. 報告書が外部保証を受けている場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める 組織と保証提供者の関係 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.4 編集方針 ■環境: P.27 第三者保証報告書 	—
GRI 103: マネジメント手法			
103-1	<p>a. その項目がマテリアルである理由の説明</p> <p>b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> どこでインパクトが生じるのか 組織のインパクトへの関与 <p>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.27-32 大成建設グループのサステナビリティ ■統合: P.47-58 ESGセクション[インパクトとKPIs] 	<p>6.2 組織統治</p> <p>6.8. コミュニティ参画及び発展</p> <p>6.8.6 課題4</p>
103-2	<p>a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する表明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針・コミットメント・目標およびターゲット・責任・経営資源・苦情処理メカニズム・具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.27-32 大成建設グループのサステナビリティ ■統合: P.47-58 ESGセクション[インパクトとKPIs] 	6.2 組織統治
103-3	<p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> マネジメント手法の有効性を評価する仕組み マネジメント手法の評価結果 マネジメント手法に関して行った調整 	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.27-32 大成建設グループのサステナビリティ ■統合: P.47-58 ESGセクション[インパクトとKPIs] 	—
経済			
GRI 201:経済パフォーマンス			
201-1	<p>a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）についての報告</p> <p>i 創出した直接的経済価値、ii 分配した経済価値、iii 留保している経済価値</p> <p>b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■有報: P.54-92 連結財務諸表 ■SG: P.46-49 コミュニティ参画・開発 > 社会貢献活動投入費用 	<p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p> <p>6.8.3 課題1</p> <p>6.8.7 課題5</p> <p>6.8.9 課題7</p>
201-2	<p>気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会</p> <p>a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.27-32 大成建設グループのサステナビリティ ■統合: P.76-78 事業等のリスク ■統合: P.37-39 TCFDへの対応 	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.5 課題3</p>
201-3	<p>確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度</p> <p>a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合その債務の推定額</p> <p>b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項</p> <p>c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する</p> <p>d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合</p> <p>e. 退職金積立制度への参加レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■有報: P.81-83 (退職給付関係) 	—
201-4	<p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額</p> <ul style="list-style-type: none"> 減税および税額控除 補助金 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 賞金 特許権等使用料免除期間 輸出信用機関（ECA）からの資金援助 金銭的インセンティブ その他 <p>b. 201-4-aの情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合</p>	—	—
GRI 202: 地域経済での存在感			
202-1	<p>a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率（男女別）を報告する</p> <p>b. 組織の活動に携わるその他の労働者（従業員を除く）の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する</p> <p>c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か（男女別）</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■HP採用情報 募集要項と採用プロセス https://www.aisei.co.jp/saiyo/new/recruit/process.html 	<p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.4 課題2</p> <p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p>
GRI 203: 間接的な経済的インパクト			
203-1	<p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えらると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む（該当する場合）</p> <p>c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.47-52 持続可能な環境配慮型社会の実現 ■統合: P.83-85 ESGデータ [社会貢献支出額] ■SG: P.46-47 コミュニティ参画・開発 > 社会貢献活動投入費用 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.9 課題7</p> <p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p> <p>6.8.3 課題1</p> <p>6.8.4 課題2</p> <p>6.8.5 課題3</p> <p>6.8.6 課題4</p> <p>6.8.7 課題5</p> <p>6.8.9 課題7</p>

GRI102 : 一般開示事項			
203-2	a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクトと特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」	■統合: P.27-32 マテリアリティ	6.3 人権 6.3.9 課題7 6.6 公正な事業慣行 6.6.6 課題4 6.6.7 課題5 6.7 消費者課題 6.7.8 課題6 6.8 コミュニティ 参画及び発展 6.8.5 課題3 6.8.6 課題4 6.8.7 課題5 6.8.9 課題7
GRI 204: 調達慣行			
204-1	a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）	—	6.6 公正な事業慣行 6.6.6 課題4 6.8 コミュニティ参 画及び発展 6.8.5 課題3 6.8.7 課題5
GRI 205: 腐敗防止			
205-1	a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■統合: P.85 ESGデータ[倫理/調達慣行/人権に関するデータ]	6.6 公正な事業慣行 6.6.3 課題1
205-2	a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となつた者の総数と割合 b. 従業員のうち腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象者の総数と割合 c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち腐敗防止に関する研修を受講者の総数と割合 e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講者の総数と割合	■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■統合: P.71 リスクマネジメント/コンプライアンス[腐敗防止方針] ■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs ■統合: P.85 ESGデータ[倫理/調達慣行/人権に関するデータ] ■有報: P.38-41 役員の状況	6.6 公正な事業慣行 6.6.3 課題1
205-3	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例、腐敗を理由に従業員を解雇、懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■統合: P.71 リスクマネジメント/コンプライアンス[腐敗防止方針] ■統合: P.85 ESGデータ[倫理/調達慣行/人権に関するデータ]	6.6 公正な事業慣行 6.6.3 課題1
GRI 206: 反競争的行為			
206-1	a. 組織の関与が明らかとなつた反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点	■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■統合: P.71 リスクマネジメント/コンプライアンス[腐敗防止方針]	6.6 公正な事業慣行 6.6.5 課題3 6.6.7 課題5
GRI 207: 税務			
207-1	a. 税務へのアプローチ。次の事項を含む i. 組織が税務戦略を持っているか。その戦略はどこで公開されているか ii. ガバナンス機関または役員レベルが税務戦略についてレビューし承認しているか iii. 規制遵守へのアプローチ iv. ビジネス、持続的な成長戦略に税務アプローチがどのように組み込まれているか	■統合: P.72 コンプライアンス[税務コンプライアンス] ■SG: P.15 税務コンプライアンス	—
207-2	a. 税務ガバナンス及び統制の枠組み。次の事項を含む i. 税務コンプライアンスを担うガバナンス機関または役員 ii. 税制へのアプローチが組織内でどのように組み込まれているか iii. リスクの特定、管理、監視方法を含む税リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび統制の枠組みに対するコンプライアンスの評価方法 b. 税務違反に関する懸念を報告するためのメカニズムの説明 c. 税に関する開示の保証プロセスの説明	—	—
207-3	a. 税務に関するステークホルダーとのエンゲージメントおよび管理 i. 税務当局とのエンゲージメント ii. 公的な税務規定に関してどのようなロビー活動を行っているか iii. 外部を含めステークホルダーの意見等を集約するプロセス	—	—
環境			
GRI 301: 原材料			
301-1	組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計 ●使用した再生不能原材料 ●使用した再生可能原材料	■環境: P.18-21 マテリアルフロ-	6.5 環境 6.5.4 課題2
301-2	組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	■統合: P.83 ESGデータ[環境セクション]	6.5 環境 6.5.4 課題2

GRI102 : 一般開示事項			
301-3	a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に b. 本開示事項のデータ収集方法	—	6.5 環境 6.5.4 課題2 6.7 消費者課題 6.7.5 課題3
GRI 302: エネルギー			
302-1	a. 組織内の非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量 b. 組織内の再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量。使用した燃料の種類 c. 次の総量・電力消費量・暖房消費量・冷房消費量・蒸気消費量 d. 次の総量・販売した電力・販売した暖房・販売した冷房・販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量 f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション] ■環境：P.18-21 マテリアルフロー	6.5 環境 6.5.4 課題2
302-2	a. 組織外のエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位による） b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	—	6.5 環境 6.5.4 課題2
302-3	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類 d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション] ■環境：P.18-21 マテリアルフロー	6.5 環境 6.5.4 課題2
302-4	エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量	—	6.5 環境 6.5.4 課題2
302-5	販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量	—	6.5 環境 6.5.4 課題2
GRI 303: 水と排水			
303-1	a. 取水され、消費され、排出される方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および、取引関係によって組織の活動、製品、サービスにもたらされ、または寄与し、もしくはは直接関連した水関連のインパクト b. 評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために使用された手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについての記述。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力するか、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. マネジメント手法の一部である水関連の目標、ターゲットを設定するプロセス、水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	■統合：P.51 環境セクション[アワード：富士山南陵工業団地への取り組み] ■環境：P.14 環境社会貢献活動 ■環境：P.18-21 マテリアルフロー	6.5 環境 6.5.4 課題2
303-2	a. 排出される廃水の品質について設定された最低限の基準と、これらの最低限の基準がどのように決定されたかについての記述	—	6.5 環境 6.5.4 課題2
303-3	a. すべての地域からの総取水量（単位:千kL）、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量（単位:千kL）、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション] ■環境：P.18-21 マテリアルフロー	6.5 環境 6.5.4 課題2
303-4	a. すべての地域の総排水量（単位:千kL）、次の排水先タイプ別の総排水量内訳 b. すべての地域への総排水量（千kL）についての次のカテゴリー別内訳 c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量、次のカテゴリー別の総排水量内訳 d. 排水時に優先的に懸念される物質が処理されていること、次を含む e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件	■統合：P.52 環境セクション[安全が確保される社会の実現に向けて] ■環境：P.18-21 マテリアルフロー	6.5 環境 6.5.4 課題2
303-5	a. すべての地域での総水消費量（単位:千kL） b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量（単位:千kL） c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化（単位:千kL） d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このためにとられたアプローチを含む	—	6.5 環境 6.5.4 課題2

GRI102 : 一般開示事項			
GRI 304: 生物多様性			
304-1	<p>保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報</p> <p>i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地</p> <p>iii. 保護地域または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係</p> <p>iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）</p> <p>v. 事業敷地の面積（km2で表記）</p> <p>vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴から見た生物多様性の価値</p> <p>vii. 保護地域登録されたリストの特徴から見た生物多様性の価値</p>	<p>■環境：P.12-15 自然共生社会の実現に向けて</p> <p>■統合：P.51 環境セクション[アワード：富士山南陵工業団地への取り組み]</p>	<p>6.5 環境 6.5.6 課題4</p>
304-2	<p>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ●汚染 ●侵入生物種、害虫、病原菌の導入 ●種の減少 ●生息地の転換 ●生態学的プロセスの変化で、自然増減の範囲を超えるもの <p>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インパクトを受ける生物種 ●インパクトを受ける地域の範囲 ●インパクトを受ける期間 ●インパクトの可逆性、不可逆性 	<p>■環境：P.12-15 自然共生社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境 6.5.6 課題4</p>
304-3	<p>生息地の保護・復元</p> <p>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</p> <p>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</p> <p>c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における）</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件</p>	<p>■環境：P.12-15 自然共生社会の実現に向けて</p> <p>■統合：P.51 環境セクション[自然共生社会の実現に向けて]</p> <p>■統合：P.85 ESGデータ[環境データ]</p>	<p>6.5 環境 6.5.6 課題4</p>
304-4	<p>IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数</p> <p>i. 絶滅危惧IA類（CR） ii. 絶滅危惧IB類（EN）</p> <p>iii. 絶滅危惧II類（VU） iv. 準絶滅危惧（NT） v. 軽度懸念</p>	<p>■環境：P.12-15 自然共生社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境 6.5.6 課題4</p>
GRI 305: 大気への排出			
305-1	<p>a. 直接的（スコープ1）GHG排出量の総計（CO2換算値による）</p> <p>b. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3）</p> <p>c. 生物由来のCO2排出量（CO2換算値による）</p> <p>d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その基準年を選択した理論的根拠 ●基準年における排出量 ●排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>■統合：P.37-39 TCFDへの対応</p> <p>■統合：P.31-32 持続可能な環境配慮型社会の実現に向けて</p> <p>■統合：P.47 マテリアリティとKPIs</p> <p>■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション]</p> <p>■環境：P.6-9 脱炭素社会の実現に向けて</p> <p>■環境：P.18-21 マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境 6.5.5 課題3</p>
305-2	<p>a. ロケーション基準の間接的（スコープ2）GHG排出量の総計（CO2換算値（t-CO2）による）</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的（スコープ2）GHG排出量の総計（CO2換算値（t-CO2）による）</p> <p>c. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて）</p> <p>d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む）</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理）</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>■統合：P.37-39 TCFDへの対応</p> <p>■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション]</p> <p>■環境：P.6-9 脱炭素社会の実現に向けて</p> <p>■環境：P.18-21 マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境 6.5.5 課題3</p>
305-3	<p>a. その他の間接的（スコープ3）GHG排出量の総計（CO2換算値による）</p> <p>b. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて）</p> <p>c. 生物由来のCO2排出量（CO2換算値による）</p> <p>d. 計算に用いたその他の間接的（スコープ3）GHG排出量の区分と活動</p> <p>e. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その基準年を選択した理論的根拠 ●基準年における排出量 ●著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合経緯 <p>f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数、GWP情報源の出典</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>■統合：P.37-39 TCFDへの対応</p> <p>■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション]</p> <p>■環境：P.6-9 脱炭素社会の実現に向けて</p> <p>■環境：P.18-21 マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境 6.5.5 課題3</p>
305-4	<p>a. 組織のGHG排出原単位</p> <p>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標</p> <p>c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的（スコープ1）、間接的（スコープ2）、その他の間接的（スコープ3）</p> <p>d. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3）</p>	<p>■統合：P.83 ESGデータ[環境セクション]</p> <p>■環境：P.6-9 脱炭素社会の実現に向けて</p> <p>■環境：P.18-21 マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境 6.5.5 課題3</p>

GRI102 : 一般開示事項				
305-5	<p>a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量 (CO2換算値 (t-CO2) による)</p> <p>b. 計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3)</p> <p>c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠</p> <p>d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3) のいずれか</p> <p>e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>■統合 : P.83</p> <p>■環境 : P.4-5</p>	<p>ESGデータ[環境セクション]</p> <p>脱炭素社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.5 課題3</p>
305-6	<p>a. ODSの生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11換算値による)</p> <p>b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>		—	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題1</p>
305-7	<p>a. 次の重大な大気排出物の量 (キログラムまたはその倍数単位による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●NOx●SOx●残留性有機汚染物質 (POP) ●揮発性有機化合物 (VOC) ●有害大気汚染物質 (HAP) ●粒子状物質 (PM) <p>●この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分</p> <p>b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>■統合 : P.83</p> <p>■環境 : P.18-21</p>	<p>ESGデータ[環境セクション]</p> <p>マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題1</p>
GRI 306: 排水および廃棄物				
306-1	<p>a. 想定内および想定外の排水量 (次の事項による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排出先 ●水質 (処理方法を含む) ●他の組織による水の再利用の有無 <p>b. 使用した基準、方法、前提条件</p>	<p>■統合 : P.52</p> <p>■環境 : P.16-17</p>	<p>環境セクション[環境におけるリスク対策]</p> <p>安全が確保される社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題6</p>
306-2	<p>a. 有害廃棄物の総重量</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リユース●リサイクル●堆肥化●回収 (エネルギー回収を含む) ●焼却 (大量燃焼) ●深井戸注入●埋め立て●現場保管●その他 (詳細を記述) <p>b. 非有害廃棄物の総重量 (次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リユース●リサイクル●堆肥化●回収 (エネルギー回収を含む) ●焼却 (大量燃焼) ●深井戸注入●埋め立て●現場保管●その他 (詳細を記述) <p>c. 廃棄物処分方法の判定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自ら処分している場合または直接確認した場合 ●廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合 ●廃棄物処分請負業者からの報告がない場合 	<p>■統合 : P.83</p> <p>■環境 : P.18-21</p>	<p>ESGデータ[環境セクション]</p> <p>マテリアルフロー</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題6</p>
306-3	<p>a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量</p> <p>b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●漏出場所●漏出量 <p>●次の分類による漏出物。油漏出物 (土壌または水面)、燃料漏出物 (土壌または水面)、廃棄物の漏出 (土壌または水面)、化学物質の漏出 (多くは土壌または水面)、その他 (詳細を記述)</p> <p>c. 重大な漏出のインパクト</p>	<p>■統合 : P.52</p> <p>■統合 : P.83</p> <p>■環境 : P.16-17</p>	<p>環境セクション[安全が確保される社会の実現に向けて]</p> <p>ESGデータ[環境事故件数]</p> <p>安全が確保される社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題6</p>
306-4	<p>a. 次の各事項の総重量</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸送された有害廃棄物●輸入された有害廃棄物 ●輸出された有害廃棄物●処理された有害廃棄物 <p>b. 国際輸送された有害廃棄物の割合</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件</p>		該当なし	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題6</p>
306-5	<p>a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生態系。次の事項に関する情報を付記すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水域および関連生態系の規模 ●その水域および関連生態系が、国内、国際的に保護地域に指定されているか否か ●生物多様性価値 (保護種の数など) 		—	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.4 課題2</p> <p>6.5.6 課題4</p>
GRI 307: 環境コンプライアンス				
307-1	<p>a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重大な罰金の総額 ●罰金以外の制裁措置の総件数 ●紛争解決メカニズムに提起された事案 <p>b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	<p>■統合 : P.52</p> <p>■統合 : P.83</p> <p>■環境 : P.16-17</p>	<p>環境セクション[安全が確保される社会の実現に向けて]</p> <p>ESGデータ[環境事故件数]</p> <p>安全が確保される社会の実現に向けて</p>	<p>6.5 環境</p>
GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント				
308-1	<p>a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合</p>	<p>■統合: P.50</p> <p>■統合: P.55</p> <p>■SG : P.17</p> <p>■SG : P.41</p>	<p>サプライヤーと協働によるグリーン調達ガイドラインの活用</p> <p>サプライチェーン・マネジメント</p> <p>公正な事業慣行 >CSR調達の推進[リスク管理・評価]</p> <p>ISO14001/ISO19001取得状況</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.6 課題4</p>
308-2	<p>a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数</p> <p>b. 著しいマイナスの環境インパクトがあると特定されたサプライヤーの数</p> <p>c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト</p> <p>d. 著しいマイナスの環境インパクトがあると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合</p> <p>e. 著しいマイナスの環境インパクトがあると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由</p>	<p>■統合: P.50</p> <p>■統合: P.55</p> <p>■SG : P.17</p> <p>■SG : P.41</p>	<p>サプライヤーと協働によるグリーン調達ガイドラインの活用</p> <p>サプライチェーン・マネジメント</p> <p>公正な事業慣行 >CSR調達の推進[リスク管理・評価]</p> <p>ISO14001/ISO19001取得状況</p>	<p>6.5 環境</p> <p>6.5.4 課題2</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.6 課題4</p>

GRI102 : 一般開示事項			
社会			
GRI 401: 雇用			
401-1	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域） b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域）	■統合: P.83-85 ESGデータ[採用に関するデータ]	6.4 労働慣行 6.4.3 課題1
401-2	a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当（重要事業拠点別）。これらの手当には、少なくとも次のものを含める ●生命保険●医療●身体障がいおよび病欠補償●育児休暇●定年退職金●持ち株制度他 b. 「重要事業拠点」の定義	■SG : P.28 働きやすい職場づくり	6.4 労働慣行 6.4.3 課題1 6.4.4 課題2
401-3	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別） b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別） c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別） d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍従業員の総数（男女別） e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別）	■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs ■統合: P.83-85 ESGデータ[育児・介護関連のデータ]	6.4 労働慣行 6.4.3 課題1
GRI 402: 労使関係			
402-1	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	※業務上の都合により従業員を異動させる場合は、決定後速やかに本人に通知	6.4 労働慣行 6.4.3 課題1 6.4.4 課題2 6.4.5 課題3
GRI 403: 労働安全衛生			
403-1	a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件のためにシステムが導入されている。法的要件のリスト ii. システムは、マネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づき実施されているのであれば、標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	■統合: P.56 労働安全衛生管理の徹底 ■統合: P.68-69 リスクマネジメント/コンプライアンス ■SG : P.35-38 労働慣行 > 安全衛生水準の向上	6.4 労働慣行 6.4.6 課題4
403-2	a. 労働関連の危険性（ハザード）を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、ハザードを排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 b. ハザードや危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明	■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs ■SG : P.33-38 労働慣行 > 健康づくり/安全衛生水準の向上 ■統合: P.56 労働安全衛生管理の徹底 ■統合: P.68-69 リスクマネジメント/コンプライアンス	6.4 労働慣行 6.4.6 課題4
403-3	a. 危険性（ハザード）の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明	■統合: P.69 リスクマネジメント[感染症及びパンデミックのリスク対応] ■SG : P.33-38 労働慣行 > 健康づくり/安全衛生水準の向上	6.4 労働慣行 6.4.6 課題6 6.8 コミュニティ参画及び発展 6.8.3 課題1 6.8.4 課題2 6.8.8 課題6
403-4	労働組合と締結した正式協定に、安全衛生条項が含まれているか否か	■SG : P.33-38 労働慣行 > [健康づくり/安全衛生水準の向上]	6.4 労働慣行 6.4.6 課題5
403-5	a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性（ハザード）、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	■統合: P.83-85 ESGデータ[健康・安全に関するデータ] ■SG : P.33-37 労働慣行 > [健康づくり/安全衛生水準の向上]	6.4 労働慣行 6.4.6 課題5
403-6	a. 組織は、業務に起因しない場合の医療の労働者のアクセスをどのように促進するかの説明、および提供されるアクセスの範囲の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	■SG : P.33-38 労働慣行 > [健康づくり/安全衛生水準の向上] ■統合: P.83-85 ESGデータ[ストレスチェック実施率]	6.4 労働慣行 6.4.6 課題5
403-7	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための組織のアプローチ、および関連する危険性（ハザード）やリスクの説明	■SG : P.33-38 労働慣行 > [健康づくり/安全衛生水準の向上]	6.4 労働慣行 6.4.6 課題5
403-8	a. 組織は法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	■統合: P.56 労働安全衛生管理の徹底 ■SG : P.35-38 労働慣行 > [安全衛生水準の向上]	6.4 労働慣行 6.4.6 課題5

GRI102 : 一般開示事項			
403-9	<p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く）</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の傷害による死者数と割合</p> <p>ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く）</p> <p>iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合</p> <p>iv. 労働関連の傷害の主な種類</p> <p>v. 労働時間</p> <p>c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性（ハザード）</p>	<p>■統合: P.9 財務・非財務ハイライト[度数率/強度率]</p> <p>■統合: P.83-85 ESGデータ[健康・安全/労働時間に関するデータ]</p> <p>■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs</p> <p>■SG : P.35-38 労働慣行 >安全衛生水準の向上</p>	<p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.6 課題5</p>
403-10	<p>a. すべての従業員について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について</p> <p>i. 労働関連の疾病・体調不良による死者数</p> <p>ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数</p> <p>iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類</p> <p>c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性（ハザード）、次を含む</p> <p>i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたか</p> <p>ii. ハザードのどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか</p> <p>iii. 管理体系を使用しハザードを排除しリスクを最小化するためにとられた措置</p> <p>d. どのような労働者が除外されているのか</p> <p>e. データが収集の情報、適用した基準、方法論、前提条件など</p>	<p>■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs</p> <p>■SG : P.33-38 労働慣行 >健康づくり</p>	<p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.6 課題5</p>
GRI 404: 研修と教育			
404-1	<p>報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による）</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別 従業員区分 	<p>■統合: P.83-85 ESGデータ[能力開発に関するデータ]</p> <p>■SG : P.26-27 人権 >ダイバーシティ&インクルージョン</p> <p>■SG : P.31-32 労働慣行 >人材開発能力開発に向けて</p>	<p>6.4 労働慣行</p>
404-2	<p>a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援</p> <p>b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント</p>	<p>■統合: P.83-85 ESGデータ[D&Iに関するデータ]</p> <p>■SG : P.26-27 人権 >ダイバーシティ&インクルージョン</p> <p>■SG : P.31-32 労働慣行 >人材開発能力開発に向けて</p> <p>■SG : P.46-49 コミュニティ参画・開発</p>	<p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.6 課題6</p> <p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p> <p>6.8.5 課題3</p>
404-3	<p>報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）</p>	<p>■統合: P.83-85 ESGデータ[キャリア開発のレビュー実施率]</p>	<p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.6 課題6</p>
GRI 405:ダイバーシティ&機会均等			
405-1	<p>組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別・年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標 	<p>■統合: P.58 働きがいのある魅力的な職場環境の実現</p> <p>■統合: P.83-85 ESGデータ[人材/D&I/採用に関するデータ]</p> <p>■SG : P.22-25 人権 >ダイバーシティ&インクルージョン</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.10 課題8</p> <p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.3 課題1</p>
405-2	<p>女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率</p>	<p>差異なし</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.10 課題8</p> <p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.3 課題1</p> <p>6.4.4 課題2</p>
GRI 406: 非差別			
406-1	<p>a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数</p> <p>b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織により確認された事例 実施中の救済計画 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 措置が不要となった事例 	<p>■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント</p> <p>■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進</p> <p>■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.6 課題4</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.10 課題8</p> <p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.3 課題1</p>
GRI 407: 結社の自由と団体交渉			
407-1	<p>a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 リスクが生じると考えられる事業所、サプライヤーが存在する国または地域 <p>b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策</p>	<p>■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント</p> <p>■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進</p> <p>■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重</p> <p>■SG : P.30 労働慣行 >働きやすい職場づくり[労使関係]</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.4 課題2</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.3.8 課題6</p> <p>6.3.10 課題8</p> <p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.3 課題1</p> <p>6.4.5 課題3</p>

GRI102 : 一般開示事項			
GRI 408: 児童労働			
408-1	<p>a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所、サプライヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童労働 ●年少労働者による危険有害労働への従事 <p>b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所、サプライヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ●リスクが生じると考えられる事業所、サプライヤーが存在する国、地域 <p>c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 ■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.4 課題2</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.10 課題8</p>
GRI 409: 強制労働			
409-1	<p>a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所、サプライヤー</p> <p>次の事項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ●リスクが生じると考えられる事業所、サプライヤーが存在する国、地域 <p>b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 ■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.4 課題2</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.10 課題8</p>
GRI 410: 保安慣行			
410-1	<p>a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合</p> <p>b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているかどうか</p>	<p>(正式な研修を受けた保安要員の割合の情報は入手困難なため、現時点では情報を収集していません)</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.4 労働慣行</p> <p>6.4.3 課題1</p>
GRI 411: 先住民族の権利			
411-1	<p>a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数</p> <p>b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織により確認された事例 ●実施中の救済計画 ●実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 ●措置が不要となった事例 	<ul style="list-style-type: none"> ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 ■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.6 課題4</p> <p>6.3.7 課題5</p> <p>6.3.8 課題6</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.7 課題5</p>
GRI 412:人権アセスメント			
412-1	<p>a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 ■SG : P.22-25 人権 >人権の尊重 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.4 課題2</p> <p>6.3.5 課題3</p>
412-2	<p>a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数</p> <p>b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.83-85 ESGデータ[CSR調達eラーニング研修受講率/人権研修実施率] 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.6 課題4</p>
412-3	<p>a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合</p> <p>b. 「重要な投資協定」の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.31-32 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.6 課題4</p>
GRI 413: 地域コミュニティ			
413-1	<p>a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.51 自然共生社会の実現に向けて ■環境: P.14-15 環境 >環境社会貢献活動 ■SG : P.46-49 コミュニティ参画・開発 >社会貢献活動 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.9 課題7</p> <p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p> <p>6.8.3 課題1</p> <p>6.8.9 課題7</p>
413-2	<p>a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の所在地 ●事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的） 	<p>該当なし</p>	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.9 課題7</p> <p>6.5 環境</p> <p>6.5.3 課題1</p> <p>6.5.6 課題4</p> <p>6.8 コミュニティ参画及び発展</p>
GRI 414: サプライヤーアセスメント			
414-1	<p>社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進 	<p>6.3 人権</p> <p>6.3.3 課題1</p> <p>6.3.5 課題3</p> <p>6.6 公正な事業慣行</p> <p>6.6.6 課題4</p>

GRI102 : 一般開示事項			
414-2	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクトがあると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト d. 評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	■統合: P.55 サプライチェーン・マネジメント ■SG : P.16-19 公正な事業慣行 >CSR調達の推進	—
GRI 415: 公共政策			
415-1	a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額 b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法 (該当する場合)	■統合: P.83-85 ESGデータ[政治寄付額]	6.6 公正な事業慣行 6.6.4 課題2 6.8 コミュニティへの参画及び発展 6.8.3 課題1
GRI 416: 顧客の安全衛生			
416-1	a. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のためにしているものの割合	■統合: P.31-32 マテリアリティとKPIs ■統合: P.53 品質の確保と技術の向上 ■統合: P.68 リスクマネジメント/コンプライアンス ■統合: P.83-85 ESGデータ[品質/生産性に関するデータ]	6.3 人権 6.3.9 課題7 6.6 公正な事業慣行 6.6.6 課題4 6.7 消費者課題 6.7.4 課題2 6.7.5 課題3
416-2	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 ●罰金、処罰の対象となった規制違反の事例・規制違反・自主的規範の違反 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	■統合: P.83-85 ESGデータ[環境事故件数]	6.3.9 課題7 6.6 公正な事業慣行 6.6.6 課題4 6.7 消費者課題 6.7.4 課題2
GRI 417: マーケティングとラベリング			
417-1	a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か	■HP大成建設 サービス&ソリューション https://www.aisei.co.jp/ss/	6.7 消費者課題 6.7.3 課題1 6.7.4 課題2 6.7.5 課題3 6.7.6 課題4 6.7.9 課題7
417-2	a. サービスの情報とラベリングに関する規制、自主的規範の違反事例の総件数 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	—	6.7 消費者課題 6.7.3 課題1 6.7.4 課題2 6.7.5 課題3 6.7.6 課題4 6.7.9 課題7
417-3	a. マーケティング・コミュニケーション (広告、宣伝、スポンサー業務など) に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	—	6.7 消費者課題 6.7.3 課題1 6.7.6 課題4 6.7.9 課題7
GRI 418: 顧客プライバシー			
418-1	a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	■統合: P.83-85 ESGデータ[重大な情報セキュリティ事故件数] ■統合: P.58 コンプライアンスの徹底・コーポレートガバナンスの再構築[重大な情報セキュリティ事故件数]	6.7 消費者課題 6.7.7 課題5
GRI 419: 社会経済面のコンプライアンス			
419-1	a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して ●重大な罰金の総額 ●罰金以外の制裁措置の総件数 ●紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	■統合: P.58 コンプライアンスの推進[独占禁止法遵守のための具体的な取り組み]	6.7 消費者課題 6.7.6 課題4